

## 鴨川市地域公共交通網形成計画の改定について

平成 29 年 10 月

## 目 次

|   |                       |   |
|---|-----------------------|---|
| 1 | 改訂の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
| 2 | 計画の位置付け・・・・・・・・・・     | 1 |
| 3 | 区域と期間・・・・・・・・・・       | 1 |
|   | （1）区域                 |   |
|   | （2）期間                 |   |
| 4 | 改訂における基本的な方針・・・・・・・・  | 2 |
| 5 | 改訂スケジュール・・・・・・・・      | 3 |

## 1 改訂の趣旨

本市における公共交通は、ＪＲ外房線と内房線の結節点でもある安房鴨川駅周辺を中心として放射状に形成されており、地域間の移動を担う手段としては、鉄道が海岸沿いに運行しているほか、東京及び千葉市方面へのアクセス手段である高速バス、近隣市町村との間を結ぶ急行・幹線バスの運行に加えて、市内においては、民間事業者により、路線バス及びタクシーが運行されています。また、市を運行主体としたコミュニティバス、市内小中学校・幼稚園のスクールバス、福祉センター利用者向けの送迎バスが運行されている他、障がい者向け福祉タクシー券の配布等のサービスを提供しており、公共交通を利用する地域住民や市外からの来訪者は、その目的に合わせて、複数の選択肢を組み合わせて利用することが可能となっています。

地域における公共交通の重要性は、今後、更なる高齢化の進行等により、これまで以上に高まっていくことが見込まれますが、その一方で、人口減少や自家用車の普及を背景として、公共交通離れが進み、公共交通事業者による持続的なサービスの提供は困難な状況に直面しています。

また、国においても、貨客混載や地域住民の生活利用と観光利用の混乗をはじめとする「路線バスの生産性向上の取組」の検討促進や、タクシー定期券導入の検討が進められるなど、各々の地域における公共交通の収支率改善や新たな需要の喚起に向けた取組が求められているところです。

鴨川市地域公共交通網形成計画の前期最終年度である今年度においては、国が示す新たな施策への対応を図りつつも、市民をはじめとする公共交通利用者のニーズを踏まえ、今後も、行政をはじめとする公共交通に関わる様々な主体が相互に協力し合い、公共交通網を持続可能な形で維持確保するとともに、更なる推進を図るため、必要に応じた見直しを行い、計画を改定しようとするものです。

## 2 計画の位置付け

改定鴨川市地域公共交通網形成計画は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）に基づく地域公共交通網形成計画として位置づけられるものです。

なお、計画内容の検討に当たっては、市の施策分野別に定められた関連計画との調和を図るとともに、上位計画であり、平成 28 年 3 月に新たに策定された鴨川市総合計画（「第 2 次鴨川市基本構想」・「鴨川市第 3 次 5 か年計画」）に掲げられた将来像の実現に向けて、公共交通の観点から寄与することに大きな重点を置くこととします。

## 3 区域と期間

### （１）区域

鴨川市全域を計画の区域とします。

## (2) 期間

平成 28 年 3 月に策定された第 2 次鴨川市基本構想（目標年次：平成 37 年度）の前半を担う鴨川市第 3 次 5 か年計画（計画期間：平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間）との整合を図るため、従前の計画期間は、計画策定の日（平成 27 年 2 月 24 日）から平成 33 年度末までとされています。

なお、改定する計画の期間は、計画後期（平成 30 年度から平成 33 年度まで）の期間とし、後期最終年度である平成 33 年度においては、平成 32 年度中に策定されることが見込まれる鴨川市第 4 次 5 か年計画を受けて、次期計画を検討します。

### ■本計画の計画期間

|                    |      | H26                | H27             | H28                       | H29 | H30             | H31 | H32 | H33                       | H34          | H35 | H36 | H37 |
|--------------------|------|--------------------|-----------------|---------------------------|-----|-----------------|-----|-----|---------------------------|--------------|-----|-----|-----|
| 鴨川市<br>総合計画        | 基本構想 | 第 1 次<br>(H18～H27) |                 | 第 2 次基本構想<br>(H28～H37)    |     |                 |     |     |                           |              |     |     |     |
|                    | 基本計画 | 第 2 次<br>(H23～H27) |                 | 第 3 次 5 か年計画<br>(H28～H32) |     |                 |     |     | 第 4 次 5 か年計画<br>(H33～H37) |              |     |     |     |
| 鴨川市地域公共交通網<br>形成計画 |      |                    | 前 期<br>(H26～29) |                           |     | 後 期<br>(H30～33) |     |     |                           | 次期計画<br>(検討) |     |     |     |

↑  
必要に応じた見直し

## 4 改訂に向けた基本的な方針

鴨川市地域公共交通網形成計画（改訂版）の策定に当たっては、鴨川市地域公共交通会議（鴨川市地域公共交通活性化協議会を兼ねる）で協議を重ねるとともに、市民アンケートや利用者アンケートなどの調査結果に基づき、市民をはじめとする公共交通利用者の意見を十分に反映させることとし、次の方針に基づき改定することとします。

- ① 地域特性や既存公共交通の現状、主要施設の立地状況を把握し、現計画に即した形で基礎資料を再整理するとともに、同計画内における公共交通関連施策等の位置付けを併せて整理します。
- ② 公共交通に関する市民アンケート調査や、コミュニティバス利用者ヒアリング調査、主要施設利用者ヒアリング調査を行い、改善要望や利用状況、潜在的なニーズ等を把握し、前回調査からの変化などを分析することにより、本市における地域公共交通の役割及び課題を検証し、それを計画に反映させることとします。
- ③ 現計画の基本方針ごとに設定された目標値について、現況値を把握・整理するとともに、必要に応じて、目標値を見直します。
- ④ 基礎資料データや市民等のニーズの把握、目標値と現況値の分析などにより、具体的な実施事業等について、必要に応じて見直します。また、現在検討中の新たな公共交通システムの導入については、計画との整合を図ります。

## 5 改訂スケジュール

| 作業内容               | ～9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|--------------------|-----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 地域特性の整理            |     |     |     |     |    |    |    |
| 既存公共交通の現状把握        |     |     |     |     |    |    |    |
| 主要施設の立地状況          |     |     |     |     |    |    |    |
| 上位・関連計画の整理         |     |     |     |     |    |    |    |
| 市民アンケート調査          |     |     |     |     |    |    |    |
| コミュニティバス利用者ヒアリング調査 |     |     |     |     |    |    |    |
| 主要施設使用者ヒアリング調査     |     |     |     |     |    |    |    |
| 課題の整理              |     |     |     |     |    |    |    |
| 基本方針の整理            |     |     |     |     |    |    |    |
| 計画の目標の検証           |     |     |     |     |    |    |    |
| 実施事業・実施主体          |     |     |     |     |    |    |    |
| 計画達成状況の評価方法等       |     |     |     |     |    |    |    |
| パブリックコメント          |     |     |     |     |    |    |    |
| 計画決定               |     |     |     |     |    |    |    |